

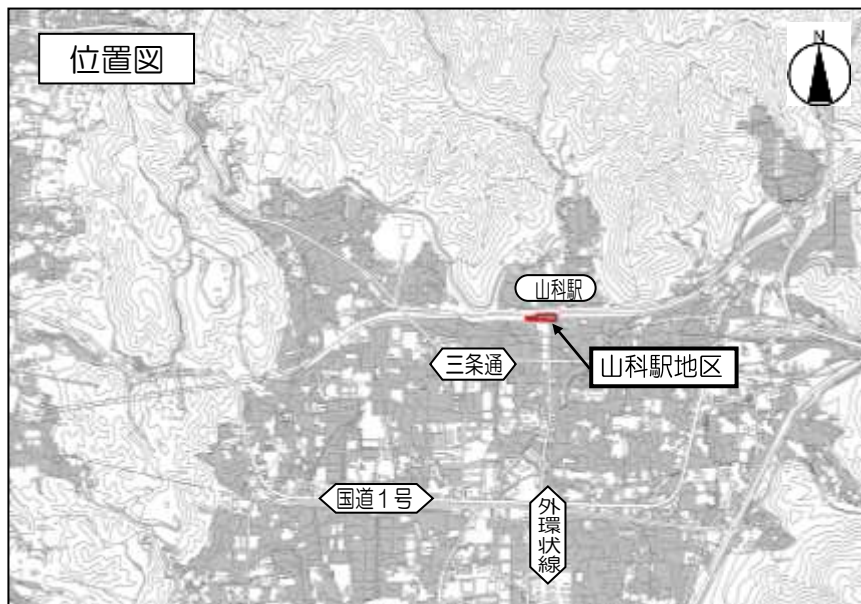
山科駅地区地区計画

都市計画法第58条の2
に基づく届出について

必要・不要

【お問合せ先】 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 Tel.(075) 222-3505
〒604-8571 京都市中京区寺町通御地上る上能楽前町488

位置：京都市山科区安朱棧敷町，安朱中小路町及び上野御所ノ内町の各一部
面積：約0.6ヘクタール



【地区計画の目標】

当地区内には、JR山科駅や都市計画により定められている山科駅前北交通広場が位置しています。また、京阪山科駅とも隣接し、商業・サービス・居住機能の集積を図るべく施行されている市街地再開発事業地区の一部も含んだ、商業・業務機能の集積性が高い地区です。

このような地区において、建築物等に関する規制・誘導をすることにより、京都の東の玄関口にふさわしい、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○土地利用の方針

鉄道駅前の商業・業務地区にふさわしい、公共的空間を有する商業、業務、駐車場施設等の立地を図ります。

○建築物等の整備方針

- 1 建築物等の用途の制限により、京都の東の玄関口である本地区の土地利用にふさわしくない建築物の用途の混在を防止し、建築物の敷地面積の最低限度を設定することにより、適正な区画規模のもとに良好な商業・業務環境の形成を図ります。
- 2 建築物の壁面の位置の制限により、安全で快適な歩行者空間を確保します。

【地区整備計画】

○建築物等の用途の制限

建築基準法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げる建築物は建築してはならない。

○建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度

10分の7

○建築物の敷地面積の最低限度

2000平方メートル

○壁面の位置の制限

建築物（地盤面を高さの基準点とし、高さが基準点以上かつ3メートル以下の部分に限る。）の外壁又はこれに代わる柱の面から山科駅前北交通広場及び南側敷地境界線までの距離の最低限度は2メートルとする。

【地区計画及び地区整備計画 区域図】



凡例
地区計画区域及び地区整備計画区域